

幼児教育・保育の無償化のお知らせ

【1、対象者の範囲】

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」※を受ける必要があります。

対象児童	対象世帯	手続き等	無償化の範囲
3歳児～5歳児クラス	全世帯	町へ直接	上限 37,000 円／月
0歳児～2歳児クラス	住民税非課税世帯	町へ直接	上限 42,000 円／月

※「保育の必要性」があると認定を受けられる場合（保護者のいずれもが事由に該当する場合）に無償化の対象となります。ただし、現在、保育園に入所中の方や「十分な預かり保育」※を提供している幼稚園に在園中の方は、保育の利用は可能ですが、無償化の対象外となります。

※「十分な預かり保育」とは：教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ開所日数 200 日以上

保育の必要な事由

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など。）：就労時間が月 64 時間以上
- ☐ 妊娠、出産：産前産後 8 週間
- ☐ 保護者の疾病、障がい
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）：90 日間
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

【2、対象施設】

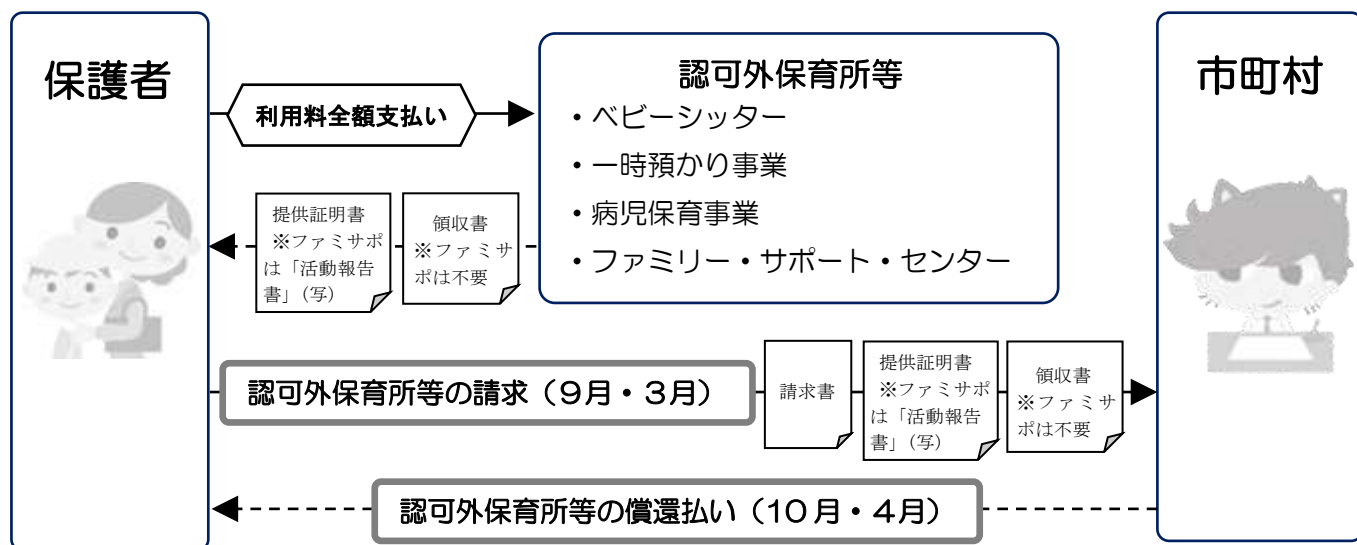
○都道府県等に届出をした認可外保育施設

一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等に加え、

- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業（病後児保育含む）
- ・ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

（注）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。

【3、手続きの流れ】



【4、その他注意事項】

- 保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、町に申請が必要です。
- 請求・支払いの時期などは、後日ご案内します。
- 施設によって、手続きが異なる場合があります。
- 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【お問い合わせ】

二宮町こども・健康部こども支援課

TEL : 0463-71-5862

FAX : 0463-73-0134

e-mail : kodomo@town.ninomiya.kanagawa.jp